参考１－４

回答フォームを表示する

【注意事項】

・まず**最初にマクロを有効**にしてください。
次に上記**「回答フォームを表示する」ボタンを押して**ください
マクロを有効にしない場合、上記「回答フォームを表示する」ボタンを押すことが出来ず、**回答フォームへの記入自体ができません。**
（マクロを有効にするやり方は、チェックリスト記入・提出要綱を参照頂き、機関の情報担当者とご調整下さい）

・**回答が終わられましたら**、回答欄の最後にございます
「最終確認・提出ファイル作成」ボタンを押してください。
ボタンによりeRadへの提出ファイルが作成されます。

・基本的にこのファイルはデスクトップに置いてご利用下さい。

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン に基づく取組状況に係るチェックリスト（令和8年度版）

【記入に当たっての留意事項】

本チェックリストは、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）を踏まえ、研究活動における不正行為の事前防止のための取組や、研究活動における特定不正行為（捏造（ねつぞう）、改ざん、盗用）への対応について、貴機関の取組状況等を把握するためのものであり、研究費の不正使用等を対象とした「機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」とは異なります。

〇チェックリストの提出について

チェックリストは令和8年度に文部科学省の予算の配分又は措置による研究活動を行う場合に提出を求めております。提出される場合は、「全ての項目」にご記入をお願いいたします。

チェックリストは、①基本情報、②文部科学省予算の配分・措置の状況、③調査項目の3つのパート
で構成されています。全ての項目に漏れが無いようにご記入をお願いします。
提出にあたっては、記入・提出要領をよくご確認の上、作業を行って下さい。

〇調査項目について

調査項目は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）の第2節及び第3節について、機関の取組状況等を把握するために主要な事項を抽出したものです。

調査項目は3部構成で、第1部　研究倫理教育　22問、第2部　研究データの保存・開示　5問、第3部　研究不正の告発・調査　31問　の全58問あります。それぞれの設問について、貴機関の取組状況等を記入してください。

太線枠のチェック項目は、全ての機関が実施する必要がある事項に係るチェック項目です。

二重線枠のチェック項目は、実施することが望ましい事項に係るチェック項目です。

一重線枠のチェック項目は、実態把握のために確認している事項等に係るチェック項目です。

〇チェックリストの回答を踏まえた調査・指導・助言について

貴機関から提出いただいたチェックリストについては、文部科学省で回答内容を確認します。

回答内容を確認した結果、ガイドラインで求める事項に関する取組に不備が見られた場合、文部科学省にて、調査、指導、助言等を行う場合があります。

〇チェックリストの提供について

貴機関から提出いただいたチェックリストについては、文部科学省所管の独立行政法人（競争的研究費を配分する法人に限る。）に対して、情報提供する場合があります。あらかじめご承知おきください。

【①基本情報】

記入日	年　　月　　日

機関の名称					
所在地	〒　　－	住所			
科研費機関番号（5ケタ）		e-Rad所属機関番号（10ケタ）			

担当者連絡先1	課・係等名			氏名	
	電話番号		E-mail		
担当者連絡先2	課・係等名			氏名	
	電話番号		E-mail		

(1)	機関種別	1	国立大学	
		2	公立大学（短期大学・短期大学部を除く）	
		3	私立大学（短期大学・短期大学部を除く）	
		4	短期大学（短期大学部を含む）	
		5	高等専門学校	
		6	大学共同利用機関	
		7	国の機関、独立行政法人、国立研究開発法人	
		8	都道府県等公立の機関、地方独立行政法人（公立大学を除く）	
		9	民間企業	
		10	一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人	
		11	その他（NPO法人、医療法人等）	
(2)	当文書記入時点での全役職員数 （役員と職員の合計数（非常勤を含む））	1	10人未満	
		2	10人以上～50人未満	
		3	50人以上～100人未満	
		4	100人以上～500人未満	
		5	500人以上	
(3)	当文書記入時点での研究者数 （e-Radの研究者番号を有している者）	1	10人未満	
		2	10人以上～50人未満	
		3	50人以上～100人未満	
		4	100人以上～500人未満	
		5	500人以上	
(4)	当文書記入時点での事務職員数	1	10人未満	
		2	10人以上～50人未満	
		3	50人以上～100人未満	
		4	100人以上～500人未満	
		5	500人以上	
(5)	これまでのチェックリスト提出に際し 規程の不備指摘をされたことの有無	1	指摘されたことがある（指導終了済み）	
		2	これまでに規程の不備を指摘されていない。または、今回初めてチェックリストを提出した。	
(6)	本チェックリストの作成に当たり、回答の参照にした機関規程の公表されているURL ※複数ある場合、カンマ（,）で区切ってください。			
(7)	不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口のURL。（または相談や告発を受け付ける連絡先などが記載されているホームページのURL）			
(8)	令和7年度に、研究活動における不正行為を認定した件数			
(9)	(8)のうち、ガイドラインに基づき文部科学省に報告をした件数（※）			

※原則として、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日　文部科学大臣決定）の対象事案として、当該ガイドラインに基づき、文部科学省に報告した件数をご回答ください。なお、上記ガイドラインの対象外の事案でも、大学の規程に基づき文部科学省に報告し、文部科学省のホームページ（文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動において不正行為が認定された事案（一覧）（https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360484.htm））において公開対象となっている事案は件数に含めてください。逆に、上記ガイドラインの対象外の事案として、不正行為の有無等の調査結果を報告しなかった事案については、対象外としてください。

【②文部科学省予算の配分・措置の状況】

[A]貴機関の令和7年度の研究活動について、該当する欄に「〇」を記入してください。

(1)	競争的研究費（※1）の件数	1	0件	
		2	1件以上～10件未満	
		3	10件以上～50件未満	
		4	50件以上～100件未満	
		5	100件以上～500件未満	
		6	500件以上	
(2)	競争的研究費（※1）の金額	1	0円	
		2	1円以上～100万円未満	
		3	100万円以上～1000万円未満	
		4	1000万円以上～1億円未満	
		5	1億円以上～5億円未満	
		6	5億円以上	
(3)	基盤的経費（※2）の金額	1	0円	
		2	1円以上～1億円未満	
		3	1億円以上～10億円未満	
		4	10億円以上～100億円未満	
		5	100億円以上～500億円未満	
		6	500億円以上	

※1「競争的研究費」とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される公募型の研究資金を指します。
※2「基盤的経費」とは、国立大学法人、私立大学や文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成等を指します。

[B]貴機関の令和8年度の研究活動について、該当する欄に「〇」を記入してください。

(1)	競争的研究費（※1）による研究活動（分担研究者等による活動も含む）	1	競争的研究費の継続課題がなく新規応募の可能性もない	
		2	競争的研究費の継続課題がある、又は新規応募の可能性がある	
(2)	基盤的経費（※2）による研究活動	1	基盤的経費を受けない	
		2	基盤的経費を受ける	

※1「競争的研究費」とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される公募型の研究資金を指します。
※2「基盤的経費」とは、国立大学法人、私立大学や文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成等を指します。

【③調査項目】

第1部　研究倫理教育（ガイドライン第2節1（1）関係）

（1）研究倫理教育に関する体制

101	研究倫理教育を実施する体制を整備していますか。

（回答）　（選択肢）
①：整備している
②：整備していない

102	貴機関に配置している研究倫理教育責任者の人数を教えてください。（同一の者が複数の部局の研究倫理教育責任者となっている場合は、重複計上せず実際の人数をカウントしてください。）

（回答）

103	貴機関に配置している研究倫理教育の企画・改善などの審議等を行う常設の委員会を設置していますか。

（回答）　（選択肢）
①：設置している
②：設置していない

（2）研究倫理教育に関する規程

※設問(104)～(107)、(110)～(113)における「所属する全ての研究者」、設問(108)及び(109)における「全ての研究支援人材」とは、文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動に従事する者を指します。詳細については、「「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト（令和8年度版）記入・提出要領」8頁を御覧ください。

104	貴機関に所属する全ての研究者（貴機関を本務とする者）に対して、研究倫理教育の受講を規程等で義務付けていますか。

（回答）　（選択肢）
①：義務付けている
②：義務付けていない

105	貴機関に所属する全ての研究者（貴機関を本務とする者）に対して、貴機関が定期的に研究倫理教育を実施することを規程等で定めていますか。

（回答）　（選択肢）
①：定めている
②：定めていない

106	貴機関に所属する全ての研究者（貴機関を本務とする者以外）に対して、研究倫理教育の受講を規程等で義務付けていますか。

（回答）　　（選択肢）

①：義務付けている
②：義務付けていない、または該当者がいない

107	貴機関に所属する全ての研究者（貴機関を本務とする者以外）に対して、他の機関での受講を含め、定期的に研究倫理教育を実施することを規程等で定めていますか。

（回答）　（選択肢）
①：定めている
②：定めていない、または該当者がいない

108	貴機関に所属する全ての研究支援人材に対して、研究倫理教育の受講を規程等で義務付けていますか。

（回答）　（選択肢）
①：義務付けている
②：義務付けていない、または該当者がいない

109	貴機関に所属する全ての研究支援人材に対して、定期的に研究倫理教育を実施することを規程等で定めていますか。

（回答）　（選択肢）
①：定めている
②：定めていない、または該当者がいない

（3）研究倫理教育の実施・受講状況
a）研究者

110	貴機関に所属する全ての研究者（貴機関を本務とする者）に求める研究倫理教育の頻度を教えてください。（部局ごとに異なる場合は、期間が長いものを選択してください）

（回答）　（選択肢）
①：１年に１回以上
②：２年に１回
③：３年に１回
④：４年に１回
⑤：５年に１回
⑥：その他（内容を備考欄に記載してください）

（備考欄）

111	令和7年度の貴機関に所属する全ての研究者（貴機関を本務とする者）の研究倫理教育の受講率を教えてください。

（回答）　（選択肢）
①：100%　②：95%以上（100%未満～95%）　③：90%以上（95%未満～90%）
④：85%以上（90%未満～85%）⑤：80%以上（85%未満～80%）⑥：80%未満　⑦：令和７年度はガイドラインの対象外

※令和7年度の受講状況について回答ください。
※受講率は、（受講済の研究者数）÷（受講対象研究者数）×100　で計算してください。
※例えば、「3年に1回の頻度で研究倫理教育を受講すること」と規定している場合は、令和5年度～令和7年度の3年間に受講した者については「受講済の研究者数」に含めて、受講率を計算してください。

※他機関からの異動等に伴い新たに貴機関で採用した研究者に関して、採用前の所属機関での研究倫理教育の受講状況から、貴機関による受講と同等と判断した場合は、当該研究者を「受講済の研究者数」、「受講対象者数」に計上した上で、受講率を計算してください。

※病気等止むを得ない事情により令和7年度の受講が困難との理由から令和8年度以降に研究倫理教育を受講することとしている研究者に関しては、当該研究者を「受講済の研究者数」、「受講対象者数」に計上せず、受講率を計算して差支えありません。

※令和7年度に、文部科学省から競争的研究費及び基盤的経費による研究活動に参画していない機関（【②文部科学省予算の配分又は措置の状況】の【A】（1）～（3）の回答が全て「1」の場合）は、「⑦：令和7年度はガイドラインの対象外」を選択してください。

112	貴機関に所属する全ての研究者（貴機関を本務とする者）に対する研究倫理教育の方法及び受講状況を教えてください。

（回答）

	eラーニング（APRIN：eAPRIN）
	eラーニング（JSPS：eLCoRE）
	eラーニング（その他：独自教材等）
	教材通読（JSPS：科学の健全な発展のために）
	教材通読（その他：独自教材等）
	映像教材（JST：TheLAB、倫理の空白など）
	講義形式（討議・グループワーク等あり）
	講義形式（討議・グループワーク等なし）
	その他の機会（選択肢が①か②の場合は、内容を備考欄に記載してください。）

（選択肢）

①：貴機関を本務とする「研究者の全員」が受講している
②：貴機関を本務とする「研究者の一部」が受講している
③：実施していない

（備考欄）

113	令和7年度の貴機関に所属する全ての研究者（貴機関を本務とする者以外）の研究倫理教育の受講状況（受講確認状況）を教えてください。

（回答）

（選択肢）

①：当該研究者を対象として研究倫理教育を実施し、その受講状況を確認している
②：当該研究者の本務機関における研究倫理教育の受講状況を確認している
③：研究倫理教育を実施しておらず、本務機関における受講状況も確認もしていない、または該当者がいない

b)学部学生(高専生、短大生を含む)

114	全ての学部学生(高専生、短大生を含む。)に対して、修業年限中に研究倫理教育を実施していますか。

(回答)　(選択肢)

□

①：全ての学部学生に対して実施している
②：一部の学部学生に対して実施している
③：実施していない
④：学部学生は在籍していない

115	研究倫理教育の内容を扱う科目(単位として認定しているものに限る。)を義務付けしていますか。

(回答)　(選択肢)

□

①：全ての学部学生に対して義務付けている
②：一部の学部学生に対して義務付けている
③：義務付けしていない
④：学部学生は在籍していない

116	学部学生に対する研究倫理教育の方法の内容を教えてください。

(回答)

	eラーニング(APRIN:eAPRIN)
	eラーニング(JSPS:eLCoRE)
	eラーニング(その他:独自教材等)
	教材通読(JSPS:科学の健全な発展のために)
	教材通読(その他:独自教材等)
	映像教材(JST:TheLAB、倫理の空白など)
	講義形式(討議・グループワーク等あり)
	講義形式(討議・グループワーク等なし)
	その他の機会(選択肢が①か②の場合は、内容を備考欄に記載してください。)

(選択肢)

①:全ての学部学生に対して、実施している
②:一部の学部学生に対して、実施している
③:実施していない
④:学部学生は在籍していない

(備考欄)

c）修士学生

117	全ての修士学生に対して、修業年限中に研究倫理教育を実施していますか。

（回答）　（選択肢）

□

①：全ての修士学生に対して実施している
②：一部の修士学生に対して実施している
③：実施していない
④：修士学生は在籍していない

118	研究倫理教育の内容を扱う科目（単位として認定しているものに限る。）を義務付けしていますか。

（回答）　（選択肢）

□

①：全ての修士学生に対して義務付けている
②：一部の修士学生に対して義務付けている
③：義務付けしていない
④：修士学生は在籍していない

119	修士学生に対する研究倫理教育の方法の内容を教えてください。

（回答）

	eラーニング（APRIN：eAPRIN）
	eラーニング（JSPS：eLCoRE）
	eラーニング（その他：独自教材等）
	教材通読（JSPS：科学の健全な発展のために）
	教材通読（その他：独自教材等）
	映像教材（JST：TheLAB、倫理の空白など）
	講義形式（討議・グループワーク等あり）
	講義形式（討議・グループワーク等なし）
	その他の機会（選択肢が①か②の場合は、内容を備考欄に記載してください。）

（選択肢）

①：全ての修士学生に対して、実施している
②：一部の修士学生に対して、実施している
③：実施していない
④：修士学生は在籍していない

（備考欄）

d）博士学生

120	全ての博士学生に対して、修業年限中に研究倫理教育を実施していますか。

（回答）　（選択肢）

□
①：全ての博士学生に対して実施している
②：一部の博士学生に対して実施している
③：実施していない
④：博士学生は在籍していない

121	研究倫理教育の内容を扱う科目（単位として認定しているものに限る。）を義務付けしていますか。

（回答）　（選択肢）

□
①：全ての博士学生に対して義務付けている
②：一部の博士学生に対して義務付けている
③：義務付けしていない
④：博士学生は在籍していない

122	博士学生に対する研究倫理教育の方法の内容を教えてください。

（回答）

	eラーニング（APRIN：eAPRIN）
	eラーニング（JSPS：eLCoRE）
	eラーニング（その他：独自教材等）
	教材通読（JSPS：科学の健全な発展のために）
	教材通読（その他：独自教材等）
	映像教材（JST：TheLAB、倫理の空白など）
	講義形式（討議・グループワーク等あり）
	講義形式（討議・グループワーク等なし）
	その他の機会（選択肢が①か②の場合は、内容を備考欄に記載してください。）

（選択肢）
①：全ての博士学生に対して、実施している
②：一部の博士学生に対して、実施している
③：実施していない
④：博士学生は在籍していない

（備考欄）

第2部　研究データの保存・開示（ガイドライン第2節1（2）関係）

（1）データの保存・開示に関する体制

201	研究データの保存・開示を担当する者を配置していますか。

（回答）　（選択肢）

①：研究機関に1名配置している
②：部局等毎に配置している（複数名配置している）
③：配置していない

202	研究データの保存を義務付けることを規程等で定めていますか。

（回答）

①：定めている
②：定めていない

203	研究データの必要に応じた開示を義務付けることを規程等で定めていますか。

（回答）　（選択肢）

①：定めている
②：定めていない

204	研究データの保存等について、規程等で定めた内容に基づき、適切に保存等がされているかを確認していますか。

（回答）

□

①：全学的に管理している
②：部局等毎に管理している
③：研究室毎に管理している
④：その他（内容を備考欄に記載してください）

（備考欄）

205	研究データの保存・確認の方法を教えてください

（回答）

第3部　研究不正の告発・調査（ガイドライン第3節関係）

（1）不正行為の告発・調査に係る体制

301	研究活動における不正行為の告発・調査を担当する責任者を決めていますか。

（回答）

□

①：研究機関に1名配置している
②：部局等毎に配置している
③：配置していない
④：その他（内容を備考欄に記載してください）

（備考欄）

302	不正行為の定義に関して、「捏造（ねつぞう）」、「改ざん」、「盗用」の言葉に加えて、ガイドラインで示されるように各々の不正行為の内容を規定していますか。

（回答）　（選択肢）

□

①：定めている
②：定めていない

303	不正行為の定義に関して、「故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる」ものであることを規定していますか。

（回答）　（選択肢）

□

①：定めている
②：定めていない

304	特定不正行為以外の不適切な行為について認定できるように規定で定義していますか。

（1）二重投稿

（回答）　（選択肢）

□

①：具体的に定めている
②：具体的に定めていないが、広く読めるように定めている
③：定めていない

（2）不適切なオーサーシップ

（回答）　（選択肢）

□

①：具体的に定めている
②：具体的に定めていないが、広く読めるように定めている
③：定めていない

（3）その他

（回答）例：特定不正行為以外の不正行為として、査読不正に関しても定めている。

305	不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や認定方法等に関する規程（コンプライアンスに関する規程などの他の規程ですべて代用することが可能な場合を含む。）を整備していますか。

（回答）　（選択肢）
①：整備している
②：整備していない

306	不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口を設置していますか。

（回答）　（選択肢）
①：設置している
②：設置していない

307	不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを規程等で定めていますか。

（回答）　（選択肢）
①：定めている
②：定めていない

308	告発を受け付ける基準（不正行為の態様、事案の内容、不正とする科学的な合理性のある理由が示されていること等）を規程等で定めていますか。

（回答）　（選択肢）
①：定めている
②：定めていない

≪調査の責任者≫

309	相談や告発の受付から調査に至るまでの体制について、例えば理事、副学長など、適切な地位にある者をその責任者として規程等で定めていますか。

（回答）　（選択肢）
①：定めている
②：定めていない

310	相談や告発の受付から調査に至るまでの体制について、責任者の役割や責任の範囲を規程等で定めていますか。

（回答）　（選択肢）
①：定めている
②：定めていない

≪告発者･被告発者の保護等≫

311	相談、告発及び調査内容について、調査結果の公表まで、相談者、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底することを規程で定めていますか。

（回答）　（選択肢）
①：定めている
②：定めていない

312	告発をした又は告発をされたことを理由に、告発者･被告発者に対して不利益な取扱をしてはならないことを規程等で定めていますか。

（回答）　（選択肢）
①：定めている
②：定めていない

313	告発を受け付けた後、本調査を行うか否か決定するまでの期間の目安を規程等で定めていますか。

（回答）　（選択肢）
①：定めている
②：定めていない

314	予備調査を行う場合は、告発内容の合理性、調査可能性について行うことを規程等で定めていますか。

（回答）　（選択肢）
①：定めている
②：定めていない
③：予備調査は行わない

315	本調査を行うことを決定した場合は、その事案に係る配分機関及び文部科学省にその旨報告することを規程等で定めていますか。

（回答）　（選択肢）
①：定めている
②：定めていない

≪調査委員会の設置≫

316	本調査の実施の決定後、実際に本調査が開始されるまでの期間の目安を規程等で定めていますか。

（回答）　（選択肢）
①：定めている
②：定めていない

317	本調査に当たっては、自機関に属さない外部有識者を半数以上含む調査委員会を設置することを規程等で定めていますか。

（回答）　　（選択肢）

①：定めている
②：定めていない

318	全ての調査委員会の委員は、告発者及び被告発者（調査対象者）と直接の利害関係を有しない者でなければならないことを規程等で定めていますか。

（回答）　（選択肢）
①：定めている
②：定めていない

319	調査委員会の委員について、告発者及び被告発者（調査対象者）は調査機関が定める期間内に異議申立てをすることができると規程等で定めていますか。

（回答）　（選択肢）
①：定めている
②：定めていない

≪本調査≫

320	本調査の開始後、調査委員会が調査した内容をまとめる（認定する）までの期間の目安を規程等で定めていますか。

（回答）　（選択肢）
①：定めている
②：定めていない

321	調査委員会は、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者（調査対象者）の自認等の諸証拠を総合的に判断して認定を行うことを規程等で定めていますか。

（回答）　（選択肢）
①：定めている
②：定めていない

322	本来存在するべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示せないときは、不正行為と認定されることを規程等で定めていますか。

（回答）　（選択肢）
①：定めている
②：定めていない

323	本調査の結果について、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めていますか。

（回答）　（選択肢）
①：定めている
②：定めていない

≪不服申立て・再調査≫

324	不正行為を行ったと認定された被告発者（調査対象者）は、調査機関が定める期間内に、調査機関に不服申立てをすることができることを規程等で定めていますか。

（回答）　（選択肢）
①：定めている
②：定めていない

325	不服申立ての審査・再調査は調査委員会（317と同じ調査委員会）が行うことを規程等で定めていますか。

（回答）　（選択肢）
①：定めている
②：定めていない

326	不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合、その事案に係る配分機関及び文部科学省に報告することを規程等で定めていますか。

（回答）　（選択肢）
①：定めている
②：定めていない

327	不服申立ての却下や再調査開始の決定をしたときは、その事案に係る配分機関及び文部科学省に報告することを規程等で定めていますか。

（回答）　（選択肢）
①：定めている
②：定めていない

328	不服申立てに係る再調査の期間の目安を規程等で定めていますか。

（回答）　（選択肢）
①：定めている
②：定めていない

329	不服申立てがあった場合、再調査の結果をその事案に係る配分機関及び文部科学省に報告することを規程等で定めていますか。

（回答）　（選択肢）
①：定めている
②：定めていない

≪調査結果の公表≫

330	公表する調査結果の内容（項目等）を規程等で定めていますか。

（回答）　（選択肢）



①：定めている
②：定めていない

（3）告発窓口の周知（運用）

331	不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを機関内及び機関外に周知（ホームページへの公表等）していますか。

（回答）　（選択肢）
①：周知している
②：周知していない

【全項目への回答が終わられたら】

・**入力が全て完了**したら、下の**「最終確認＆提出ファイル作成」ボタンを押してください。**
eRadにて提出頂くファイルがデスクトップに作成・保存されます。
なお、入力が完了していない場合は、入力が終了していない箇所が注意表示されますので
注意事項にしたって改訂記入いただき、**記入後改めて**下記ボタンを押してください。

・デスクトップに作成された提出ファイルは、**ファイル名を変更せず、そのままeRadに提出**ください。
（指定したもの以外の名称に変更された場合、受理されないことがございます）

※e-Radに提出したファイルは**受理後の変更は出来ません**。
下記ボタンを押される前にご記入いただいた内容を今一度よくご確認願います。

回答終了後
右のボタンを
押してください
⇒

